

令和3年第4回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年4月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
5番	永井 伸治	6番	永井 龍右
9番	山田 英茂	10番	長谷川 淳一
		12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗		
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
11番	後藤 広高	14番	太田 道雄

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事	野村 諒

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後1時56分開会

【事務局】

定刻前ですが、皆様お集まりいただいておりますので、始めさせていただきます。

本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

議事に入る前に、事務局の職員を紹介させていただきます。4月1日付けの人事異動で、加納主査が異動となり後任として、内藤主査が加わりましたので、一言挨拶をさせていただきます。

(挨拶)

その他の事務局のメンバーは異動がありませんでした。

机の上に、「令和3年度農業委員会事務局職員名簿」を配布させていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

このメンバーで事務を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

それでは只今から、令和3年第4回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、杉村由幸委員、瀧信義委員、後藤広高委員、太田道雄委員の4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく願います。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業など忙しくなる時期かと思いますが、御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年第4回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、15番渡邊晃一君、16番田中倫雄君を指名いたします。

次に日程第2議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

3ページの番号1番と4ページの番号7・8番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で2,337㎡の農地を経営することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画です。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在14,811㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では650日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在19,072㎡の農地を経営しており、個人で年間160日、世帯では年間220日農業に従事しています。

番号4番と5番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は近隣に自己所有地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在3917㎡の農地を経営しており、個人で年間330日農業に従事しています。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの申請は渡人が亡くなっているため、相続財産管理人である弁護士が代理者となって申請しています。

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で3,679㎡の農地を経営することとなり、個人で年間60日、世帯で150日農業に従事する計画です。

続いて権利設定です。4ページをお願いします。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在1,608㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では310日農業に従事しています。

(番号10番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は、現在青果物の販売を行っている法人で、近年、野菜の生産事業に参入しており、販売商品の確保と商品供給を安定させるため賃借権を設定して借り入れるものです。なお、受人は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃貸借契約となっております。

5ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計10件、移動の土地は、田6筆3,512㎡、畑13筆7,956㎡、合計11,468㎡です。

以上10件のうち、番号1番から9番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

なお、番号10番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても、許可要件を満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6ページをお願いします。議案第17号農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは店舗駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、2件、転用の土地田2筆1523㎡、畑1筆60㎡、合計1583㎡です。

以上4条の申請2件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第17号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9ページをお願いします。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは社会福祉施設を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは事業用駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、既存施設敷地の1/2以下の拡張であるため、許可要件を満たします。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分譲住宅の建築をし、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、11ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは従業員駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは学習塾を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは従業員駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、12ページの総括表をごらん下さい。5条の申請件数は14件、転用の土地田6筆3,905.00㎡、畑10筆3,804㎡、合計7,709.00㎡です。

以上5条申請14件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。

議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

14ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は17筆、使用貸借権の設定は4筆です。

貸借期間は令和3年6月1日から令和8年12月31日までが7筆、令和3年6月1日から

令和13年12月31日までの14筆になります。

16ページ総括表をお願い致します。

田 21筆 17,245㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案17ページをお願い致します。

議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

18ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は17筆、使用貸借権の設定は4筆です。

貸借期間は令和3年6月1日から令和8年12月31日までの7筆、令和3年6月1日から

令和 13 年 12 月 31 日までが 14 筆になります。

20 ページ総括表をお願いいたします。

田 21 筆 17,245 m² になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、永井龍右委員、田中倫雄委員は、採決に加わるできませんので、よろしく申し上げます。

議案第 20 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 7 議案第 21 号下限面積(別段の面積)の設定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

【事務局】

21 ページをお願いします。

議案第 21 号下限面積(別段の面積)の設定について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

続いて、22 ページをお願いいたします。

下限面積については、農地法第 3 条許可申請の許可を受ける場合に満たさなければならない許可基準の 1 つとなります。

農地を農地として、権利の移転・設定を受ける場合には、取得する農地を含めて耕作する農地が一定の面積以上なければならないこととなっており、愛知県は 50 アールとなっておりますが、市町村の状況に応じて面積を定めることができることとなっております。

農業委員会では、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議しており、平成 28 年 4 月の定例農業委員会 農地部会でご審議いただき、下限面積 30 アールから現行の 20 アールに変更することとし、現在に至っております。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、

農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

農業委員会の適正な事務実施についてが、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、今年度の下限面積の設定について、現行の20アールの変更は行なわないことを提案いたします。

理由としましては、2015農林業センサスで、管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家の4割を超えていること。また農地法30条に基づく利用状況調査を踏まえ、地域の農業従事者の高齢化、相続による不在地主の増加、地域農業を支える担い手不足等を勘案すると、今後、遊休農地の増加が予想され、新規就農者の参入を促進する必要があるためでございます。

説明は、以上となります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第21号下限面積(別段の面積)の設定について、原案どおり設定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これをもって、令和3年第4回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

15 番委員

渡邊 晃一

16 番委員

田中 倫雄